

清掃一組だより

第 10 号



発行日：平成18年3月16日
発行：東京二十三区清掃一部事務組合
〒160-0004 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館12階～15階
Tel 03-6238-0615
Fax 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。

一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成18年度から32年度までの15年間を計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。策定にあたっては、特別区の参画を得て検討を行うとともに、パブリックコメントの実施を経て、最終のまとめを行いました。

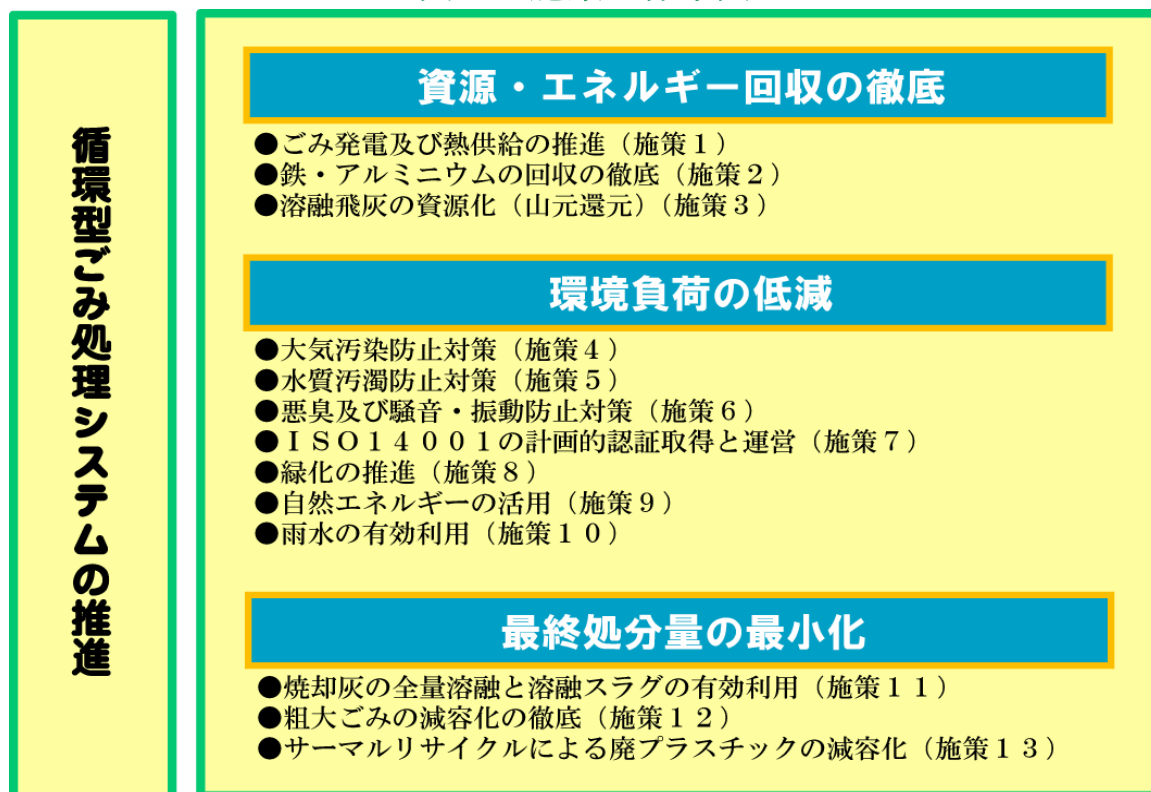
● 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、計画したもので、23区や都、国との計画などと整合を図っています。

● 基本的考え方と施策の体系

本計画の基本的考え方を「循環型ごみ処理システムの推進」とし、3つの目標として①資源エネルギー回収の徹底②環境負荷の低減③最終処分量の最小化を掲げました。この目標を達成するため、13の具体的施策を推進します。（図1）

図1 施策の体系図



● ごみ量予測と最終処分量の推移

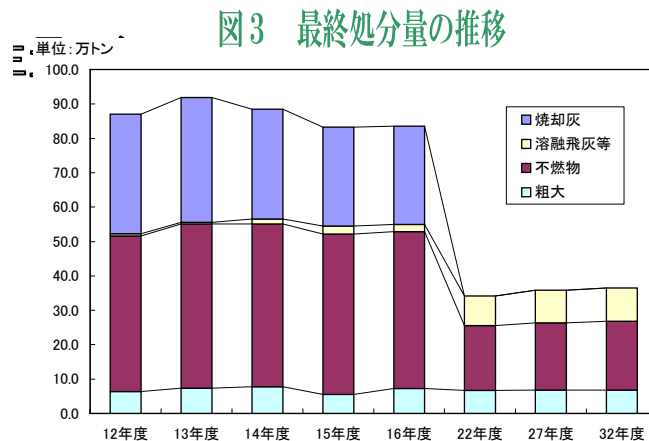
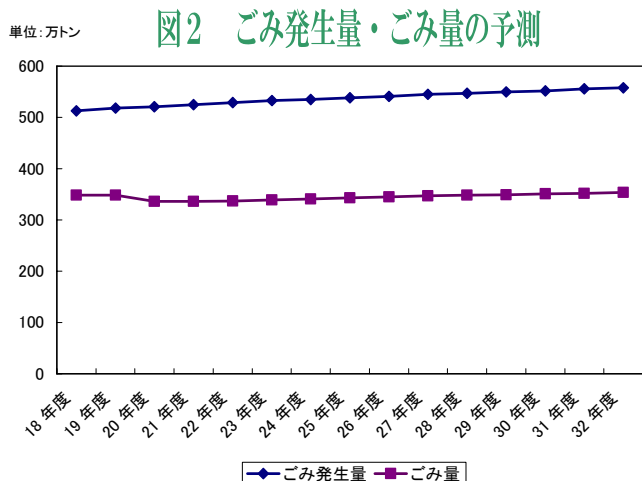
(1) ごみ量予測

ごみ量は、23区全体として推移を予測しました。

また、平成20年度から廃プラスチックのサーマルリサイクルが本格実施されることに伴うごみ量への影響を見込んでの予測としています。(図2)

(2) 最終処分量の推移

焼却灰の全量溶融とスラグの有効利用、廃プラスチックのサーマルリサイクルなど、図1に掲げる施策を推進し、最終処分量を大きく削減することを目指しています。(図3)



● 施設整備計画

ごみ量の予測をもとに、老朽化した清掃工場の建替え・プラント更新を進めていきます。

また、廃プラスチックのサーマルリサイクルによる可燃ごみ量の増加に対応するため、不燃ごみ焼却施設である大田清掃工場第二工場を可燃ごみ焼却施設に転用します。(図4)

一方、不燃ごみ処理施設は、不燃ごみ量の減少に合わせ、中防不燃ごみ処理センター第一プラントを廃止する計画としています。

図4 清掃工場整備スケジュール

施設名	規模 (t/日)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28～32年度
練馬清掃工場	600											
杉並清掃工場	600											
光が丘清掃工場	300											
大田清掃工場 第一工場	600											
目黒清掃工場	600											
葛飾清掃工場	500											
世田谷清掃工場	300											
大田清掃工場 第二工場	600											

【凡例】 ←→ : 建替え工事 ←→ : プラント更新工事

注: 葛飾清掃工場、世田谷清掃工場については、整備工事に着手しています。